

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

社会福祉を取り巻く情勢と本会の基本的方向性

少子・高齢化に伴う人口減少の急速な進行、高齢者世帯や核家族世帯の増加、三世帯同居率の減少等、家族形態も変容している。このような状況は、経済や社会保障の持続可能性に影響を及ぼすとともに、人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもりの拡大、8050問題、ダブルケア等住民生活に多大な影響が懸念されている。さらには児童虐待、子どもの貧困やヤングケアラー等子どもの人権や健全な成育への影響も憂慮される。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症へと移行し、様々な制限が緩和されてコロナ禍前の日常に戻りつつある一方で、長期間にわたり感染拡大と蔓延を繰り返した影響は大きく、昨今の物価高騰とも相まって、今なお多くの県民、とりわけ生活困窮者や社会的弱者及び福祉事業にも深刻なダメージを与え続けている。

全世代型社会保障制度の構築が急がれている中で、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行等、各分野で新たな施策の動きが予定されており、地域全体、社会全体で支援を必要とする人を支えようとする取組みが期待されている。

このような情勢の下、高い公益性と公共性を有する社会福祉法人である本会は、県、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設、市町村など関係機関・団体と連携し、令和6年度も地域福祉の主たる担い手として地域生活課題の解決に向けた取組みを進めるとともに、引き続き地域共生社会の実現に向けて事業を展開していく。

令和5年度は秋田県豪雨や能登半島地震など災害が発生し、自然災害の頻発化及び激甚化の傾向が顕著となっている。災害発生時の対応と併せ、災害時に備えた福祉支援体制づくりや災害ボランティアセンター運営支援を通し、被災した住民の一日も早い復興に尽力していく。

あらゆる分野で人手不足が深刻化する中で、社会福祉法人や福祉施設、事業所等でも担い手不足の状態が続いており、求人・求職のきめ細やかなマッチングとともに、福祉の仕事の魅力発信等、福祉人材の確保と定着に向けた積極的な取組みを進めていく。

本年度は令和2年度から5年間を計画期間として取組んできた「山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2020」の最終年度となる。同計画の目標達成に向けて事業を推進するとともに、取組みの検証と総括、県社協に求められる今日的な役割の整理等を踏まえ、令和7年度を初年度とする新たな活動計画の策定を見据え、引き続き「住民が主体となり、誰もが心豊かに暮らせる地域福祉の確立」をめざし、事務・事業を執行していく。

重点推進事業

1 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域福祉推進の主体となる市町村社協への支援、連携・協働をさらに深めるとともに、地域福祉に取り組む法人、団体等と協働し、高齢、障がい、児童、生活困窮などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち活躍できる「地域共生社会の実現」に向けた取組みを進める。

- 市町村社協への支援、連携・協働
- 重層的支援体制整備のための研修会
- 地域ぐるみで進める福祉教育（共育）の推進
- 社協と社会福祉法人の協働の場づくりの推進

2 福祉人材の確保と育成

福祉人材無料職業紹介事業と併せ、福祉の仕事の魅力発信に積極的に取組み、福祉人材の確保と育成、離職防止、県内定着を図るとともに、地域で活動する担い手や民生委員・児童委員など地域福祉を支える取組みを進める。

《社会福祉施設、事業所及び福祉サービス従事者への支援》

- 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- 福祉の仕事の魅力発信
- 福祉サービス従事者に対する研修の実施
- 返還免除付介護・保育関係貸付金の適正な運営と人材確保の促進

《福祉活動実践者等への支援》

- 身近な地域での福祉活動を進めるための担い手養成
- 民生委員・児童委員活動への支援

3 自立した日常生活を支える取組み

本格的な償還の2年目を迎えた新型コロナウイルス特例貸付の借受世帯への償還及び自立に向けた支援や、日常生活自立支援事業の適切な事業推進等を通し、生活課題を抱える方、世帯の社会参加や自立した日常生活を支援していく。

- 生活福祉資金貸付制度の適切な運営（新型コロナウイルス特例貸付の債権管理及び借受世帯へのフォローアップ支援含む）
- 日常生活自立支援事業推進方針に基づいた適切な事業推進
- 法人後見実施機関養成研修会

I. 地域で支え合う「つながり」の構築

1. 市町村社協の地域福祉推進のための支援

【事業推進のねらい】

- ① 「身近な地域での福祉活動」の推進に取り組む市町村社協が、地域福祉の主体となって円滑に活動展開できるよう総合的に支援を行うとともに、市町村社協との連携・協働をさらに進め、地域福祉の推進を図る。
- ② 地域福祉の担い手となる市町村社協役職員の資質向上のための支援を行う。

(1) 市町村社協「地域福祉活動計画」策定への支援

市町村社協における「地域福祉活動計画」を基盤とした身近な地域での地域福祉活動を推進するとともに、今後、「地域福祉活動計画」を策定予定（見直しを含む）の市町村社協に対して個別訪問、情報提供等による策定支援を行う。

(2) 市町村社協役職員の資質向上のための支援

地域福祉の第一線で活動を担う市町村社協役職員の資質向上のため、各種研修・会議等の充実を図る。

- ① 地域福祉・ボランティア担当者会議（県内4ブロック）
- ② 市町村社協総務担当者会議

市町村社協の法人運営等の体制強化及び情報共有を目的として、総務担当者会議を開催し、研修・情報交換等を行う。

- ③ 市町村社協新任職員研修（2年に1回の隔年開催）※前回令和4年度実施
- ④ 各事業別担当者情報交換会（随時）
 - ・市町村社協介護サービス事業情報交換会【新規】

(3) 身近な地域での福祉活動を進めるための担い手の養成

ふれあい・いきいきサロンや見守り活動、ボランティア活動等の身近な地域での福祉活動の担い手となる人材の掘り起こしや育成を図る。

- ① 身近な地域での福祉活動を進めるための担い手養成研修会

(4) 市町村社協における重層的支援体制の構築に向けた支援

地域共生社会の実現に向けて、情報収集・情報提供、市町村社協等への個別訪問等を通じて、市町村社協における重層的支援体制の構築に向けた支援を行う。

- ① 重層的支援体制整備のための研修会【新規】

(5) 市町村社協の各種課題への個別支援の強化

「市町村社協地域福祉関連事業ヒアリング」を通じて、県内市町村社協が取り組む各種事業の状況や運営上の課題等の把握、共有に努めるとともに、市町村社協が地域福祉推進の中核となって円滑に活動展開できるよう、福祉のまちづくり、身近な地域で

の福祉活動実践、市町村社協の相互連携等、市町村社協の事業や課題に合わせ、相談支援、講師対応、情報提供等の個別支援を行う。

令和6年1月1日に施行された「認知症基本法」、4月1日に施行される「孤独・孤立対策推進法」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による施策について、市町村社協への情報提供を行う。

また、全社協「地域福祉推進委員会」等と連携し、社協を取り巻く現状と課題について研究を行う。

① 市町村社協地域福祉関連事業ヒアリング（11市町村社協へ訪問／3年で一巡）

② 市町村社協の相互連携支援

地域福祉活動の活性化を図るため、近隣の複数の社協等で立ち上げた連絡会を支援するとともに、市町村社協間の相互連携を推進する。

③ 市町村社協の個別課題への支援（相談支援、講師対応、情報提供等）

④ 全社協「地域福祉推進委員会」との連携

2. 住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興

【事業推進のねらい】

今日の多様化、複雑化する地域生活課題を「我が事」と捉えた住民同士の活動につながるよう、地域の様々な関係機関・団体との協働のもと、ボランティア意識の向上とボランティア・市民活動の振興を図る。

（1）市民活動・NPO等との協働によるボランティアの推進

「県ボランティア・市民活動振興センター」の運営を通じて、県民のボランティア意識の向上を図るとともに、市町村社協や関係機関・団体をはじめ、NPO、住民参加型在宅福祉サービス団体等と連携し、ボランティア・市民活動の活性化を進める。

① 県ボランティア・市民活動振興センター運営委員会

② ボランティア担当職員ネットワーク会議

③ 「ボランティア・市民活動実践事例集」（仮称）の作成【新規】

④ 全社協「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」との連携

（2）市町村社協ボランティアセンターへの支援

「地域福祉・ボランティア担当者会議」を通じて、市町村社協ボランティアセンターの現状と課題を共有するとともに、ボランティア情報の発信やボランティア活動保険（全社協・株福祉保険サービス）の加入促進、ボランティア活動への相談対応や講師派遣等を行い、市町村社協ボランティアセンターの事業推進を図る。

① 地域福祉・ボランティア担当者会議（県内4ブロック）（再掲）

② 市町村社協ボランティアセンターへの支援（V-NETによる情報提供、ボランティア活動保険の加入促進、講師派遣等）

(3) ボランティア活動の広域連携への支援

県内各地のボランティア及びボランティアグループ間の交流・情報交換や、学びの機会を提供することによってボランティア相互の連携強化を図ることを目的とするゆうゆうすくらむ促進事業を実施し、県内4地区に組織されたボランティアの輪連絡会議を基盤として、広域的なボランティア活動を行う市町村社協やボランティア団体等に助成を行う。また、ゆうゆうすくらむ促進事業の評価・見直しを進めていく。

また、除雪ボランティアの推進を図るとともに、メーリングリスト等を通じて除雪ボランティアにかかわる市町村社協の情報交換・交流を支援する。

- ① ゆうゆうすくらむ促進事業の実施及び事業評価・見直し
- ② 除雪ボランティアの推進

(4) 民間企業による社会貢献活動への支援

民間企業の社会貢献活動の支援のため、県内の社会福祉団体に関する情報提供や寄附先の紹介及びコーディネート等、企業と社会福祉関係団体とをつなぐ役割を果たす。

3. 民生委員・児童委員活動への支援

【事業推進のねらい】

山形県民生委員児童委員協議会（以下、「県民児協」という）と協働し、今日の多様化、複雑化する地域生活課題の掘り起こしを行い、民生委員・児童委員による個別支援活動の充実を図る。

(1) 県民児協との連携による民生委員・児童委員活動への支援

県民児協からの事務受託を通じて、民生委員・児童委員活動にかかわる現状と課題を共有するとともに、県民児協が実施する各種研修会や調査研究活動等を支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図る。

また、全社協が実施する全国民生委員互助共励事業を活用し、民生委員・児童委員に対して、各種祝金、弔慰金、見舞金、退任慰労などの給付や単位民児協への活動助成等を行う。

(2) 県民児協が行う提言活動への支援

民生委員・児童委員が日ごろの活動を通じて把握した住民の生活課題、地域課題の解決に向けて、県民児協が実施する県知事との懇談会、各種関係機関との懇談会の提言活動を支援する。

4. 災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進

【事業推進のねらい】

- ① 県内外で頻発する災害に対し、被災者支援活動を展開するため、市町村社協を中心とする「災害ボランティアセンター」のスムーズな設置運営体制構築のための支援を行う。
- ② 「東日本大震災」における県内避難者等の要支援者の相談・見守り支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化

大規模災害に備え、日頃から市町村社協、行政、関係団体、NPO 等との連携・協働を深めるとともに、担い手の養成やマニュアル作成支援等を通じて、市町村社協における災害ボランティアセンターの設置・運営体制整備に向けた支援を行う。

また、災害時には「山形県・市町村社協災害時相互支援に関する協定」に基づき、社協の相互支援ネットワークを活かした支援体制を構築する。

- ① 災害ボランティアセンター運営研修会
- ② 社協間の相互支援ネットワークを活かした運営体制の構築
- ③ 市町村災害ボランティアセンターへの支援（マニュアル作成支援、設置運営訓練への協力等）

(2) 災害時福祉支援体制づくりへの参画

大規模災害時における要配慮者の福祉、介護等のニーズ把握及び支援調整を行うために官民共同で構築をめざす山形県災害福祉支援ネットワークに参画し、災害派遣福祉チーム員養成及びネットワーク構築に向けた県の取組みを支援する。

- ① 山形県災害福祉支援ネットワーク協議会の運営
- ② 山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修の開催
- ③ 山形県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップ研修の開催

(3) 東日本大震災避難者への相談支援の展開

- ① 避難者生活相談支援事業（平成 23 年度～）

特に避難者の多い7市社協（山形市・天童市・寒河江市・南陽市・長井市・鶴岡市・酒田市）に生活支援相談員を配置し、戸別訪問による相談支援や地域とのつながりづくりを通じて、孤立防止と自立へ向けた支援を行う。

- ・被災者生活支援調整会議（生活支援相談員研修）の開催

5. 社会福祉法人の連携強化

【事業推進のねらい】

山形県社会福祉法人経営者協議会（以下、「県経営協」という）と連携し、地域社会から信頼される社会福祉法人としての一層の取組み強化を促すとともに、「地域における公益的な取組」にかかわる法人間のネットワーク構築を図る。

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進を図るため、県経営協及び各種別協議会と連携し、事例の情報収集と情報提供等を行う。

(2) 市町村社協と管内社会福祉法人の協働のための場づくり

市町村社協がプラットフォームとなる社会福祉法人連絡会議等との連携や立ち上げ支援、社協同士の情報交換会の実施等を通じて、市町村社協と管内社会福祉法人の協働のための場づくりを促進する。

- ① 社会福祉法人連絡会議等との連携、連絡会議等の立ち上げ支援
- ② 市町村社協法人連携事業情報交換会
- ③ 社会福祉連携推進法人制度に関する情報収集と提供

令和4年4月に施行された社会福祉連携推進法人制度の動向について、市町村社協等に情報提供する。

6. 地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進

【事業推進のねらい】

住民主体の福祉活動を一層推進するため、市町村社協や関係団体が取組む「ふれあい・いきいきサロン」や「子ども食堂」等の居場所づくりを推進し、地域のつながりの再構築を図る。

(1) ふれあい・いきいきサロン等の居場所づくりへの支援

市町村社協や関係団体が取組む「ふれあい・いきいきサロン」や「地域食堂（子ども食堂）」等の居場所づくりについて、感染症に対応した活動の進め方、参加者や担い手の確保等の課題を把握するとともに、情報収集と情報提供、要請に応じた会議・研修会への職員派遣、本会作成「ふれあい・いきいきサロン活動のてびき」を活用し、居場所づくりの活性化を図る。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

「県子どもの居場所づくりサポートセンター」の運営を通じて、子ども食堂などの子どもの居場所づくりを推進し、子どもたちを地域全体で見守り・支え合うための取組みの拡大・定着を図る。

また、子どもの学習支援事業やフードバンク活動に継続して支援・協力を行い、「子どもの貧困の連鎖」を防ぐための取組みを進める。

- ① 子どもの居場所づくり推進事業（子どもの居場所づくりサポートセンター）
 - ・子どもの居場所づくりに関する相談支援
 - ・民間企業等と連携した食材提供等のコーディネート
 - ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催
 - ・子どもの居場所地域コーディネーター研修の開催
 - ・実践団体向け研修会の開催

- ② 学習支援事業への支援
- ③ 子ども食堂公開ワークショップ（「むすびえ」との共催）【新規】
- ④ フードバンク活動団体への協力

7. 地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進

【事業推進のねらい】

あらゆる年代の人が、それぞれの日常生活の場（家庭や学校・職場、地域等）において「福祉の心」を育むことができるよう、福祉共育の推進を図る。

（1）地域共生社会の実現に向けた啓発

身近な地域で住民が主体的に地域生活課題を把握して解決に取り組めるよう、様々な団体の会合等に職員を派遣する「福祉出前講座」を実施し、福祉に対する意識啓発を図り、地域共生社会づくりへの一層の理解を深める。

また、各種研修事業の広報やマスコミへの情報提供等、あらゆる機会を通じて県民の福祉に関する意識啓発を図る。

- ① 福祉出前講座
- ② 福祉に関する意識啓発

（2）地域ぐるみで進める福祉教育（福祉共育）の実践

「第2次やまがた福祉共育（ともいく）推進計画」に基づき、福祉教育教材の貸出しや講師派遣、「福祉共育推進セミナー」の実施を通じて、社協や行政機関、学校、社会福祉施設・福祉関係団体、ボランティア・NPO等が取組む福祉教育・福祉学習（福祉共育）を推進する。

また、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、県内の社会福祉施設で介護等体験を希望する義務教育教員志願者に対し、円滑な受入れの確保と調整を行う。

- ① 「第2次やまがた福祉共育推進計画」の推進
- ② 福祉教育教材の貸出しや講師派遣などによる福祉教育・福祉学習の推進
- ③ 福祉共育推進セミナー
- ④ 義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業の実施
- ⑤ 福祉共育プラットフォーム構築に向けた連絡会

Ⅱ. 住民一人一人の生活を支える仕組みづくり

1. 相談体制の充実

【事業推進のねらい】

多様化・複雑化する住民ニーズを的確に受け止め、必要な支援活動に結び付けるための総合的な相談支援体制づくりを進める。

(1) 相談スキルの向上

市町村社協の心配ごと相談員や民生委員・児童委員等の相談援助技術の向上と実践力を高め、身近な地域での総合相談機能の充実を図る。

- ① 相談員スキルアップ研修会

(2) 相談機能の充実

相談対応力の向上や組織内での課題共有等本会の相談機能を高めるとともに、生活困窮や社会的孤立の問題等、社協だけでは解決できない問題に迅速に対応するため、行政や専門相談機関等との連携・協働を強化する。

2. 権利擁護活動の推進

【事業推進のねらい】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人も、その人の人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用に伴う「日常生活自立支援事業」に取り組むとともに、市町村社協の法人後見業務を支援し、積極的に権利擁護活動の充実を図る。

(1) 社協活動における総合的な権利擁護活動の展開

福祉、医療、法律、金融、行政等の各関係機関、団体、専門機関との連携・協働による総合的な権利擁護活動を展開し、権利擁護活動の現状と課題を共有する。

- ① 関係機関連絡会議
- ② 関係会議等への職員派遣

(2) 日常生活自立支援事業の推進

「日常生活自立支援事業推進方針」に基づき、本事業の本来の趣旨による効果的運営と負担軽減を図り、市町村社協における福祉サービス利用援助事業の一層の推進を目指す。また、「県福祉サービス利用支援センター」の運営を通じて、本事業の周知・広報、業務の効率化と不祥事防止の取組みに努める。

- ① 県福祉サービス利用支援センターの運営
 - ・ 契約締結審査会
 - ・ 基幹的社協専門員連絡会議

- ② 相談窓口・支援体制の充実強化
 - ・利用者の利便性の向上ときめ細かな相談支援の実施
 - ・「山形県日常生活自立支援事業推進マニュアル」の見直しと周知
- ③ 福祉サービス利用援助事業従事者の資質向上
 - ・専門員実務研修会
 - ・生活支援員・担当職員研修会（2会場）
 - ・専門員実践力強化研修会（全社協主催）への参加
- ④ 適正な事業の実施に向けた市町村社協の体制強化
 - ・業務ヒアリング（市町村社協への訪問：15か所／3年で一巡）

（3）必要な方が適切に成年後見制度を利用できる体制への支援

権利擁護支援を推進し、本人らしい生活が継続できる地域づくりのため、必要とする人が適切に成年後見制度を利用できる体制を県内に広める。

法人後見業務を実施している市町村社協が開催する会議へ職員派遣等を行うとともに、市町村社協へ法人後見業務の実務にかかる情報提供や相談対応を行う。

法人後見養成研修や各種権利擁護事業に関連する会議へ参加し情報交換を行いながら、成年後見制度等との連携強化を図る。

- ① 法人後見実施機関養成研修【新規】
- ② 成年後見制度情報交換会

3. 生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携

【事業推進のねらい】

- ① 低所得者世帯等生活困窮世帯に対し、生活福祉資金等の貸付けと必要な相談支援を通して、世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援する。
- ② 複合的な課題を抱える方々を支援するため、生活困窮者自立支援事業を実施する他の自立支援機関等との連携を強化する。

（1）生活福祉資金貸付事業の適正な実施と債権管理

貸付事業の適正実施及び滞納世帯へのアプローチ強化等、債権管理の適正化を図る。

① 適正な貸付けと相談支援の実施

貸付業務の相談窓口を担う市町村社協とともに貸付けの必要性や今後の見通しを確認し、必要な相談支援を行い相談者の安定した生活に資する。

② 償還対策の強化、償還面接の実施

民生委員及び市町村社協と連携し、滞納世帯や償還困難世帯への個別相談等を行い、借受人世帯の状況・課題把握に努める。

③ 債権管理の強化推進

資金使途の明確化や必要最小限の資金需要を把握し適正な貸付けを行う。また、生活福祉資金貸付業務システムの機能を活用し債権管理を行う。

④ 相談支援機関との連携

生活困窮者自立支援事業の実施機関や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等、他の支援事業と連携を強化し課題を共有するとともに、複合的な課題を抱える対象者の支援に取り組む。

⑤ 貸付審査等運営委員会（委員会：年4回、小委員会：適宜）

貸付け及び償還猶予、延滞利子支払免除等の審査を要する申請について、民生委員・福祉・医療・行政・弁護士等による委員会に諮り適否を決定する。

⑥ 民生委員・児童委員の活動との連携

生活福祉資金貸付事業で一番身近な地域での相談を担う民生委員と共通認識を持って事業推進ができるよう、必要に応じた制度説明を行う等、民生委員の理解促進及び連携を図る。

⑦ 市町村社協担当者研修・会議及び業務調査等

貸付相談窓口を担う市町村社協において、適切な貸付業務と債権管理業務が行えるよう、情報共有を行う会議や研修会等を開催する。

- ・生活福祉資金担当者会議
- ・生活福祉資金担当者研修会
- ・業務調査の実施（12か所／3年で一巡）

市町村社協での貸付業務の調査を行い、適切な債権管理を図るとともに、相談対応の現状や課題を把握する。

（2）要保護児童やひとり親家庭への支援

「要保護児童自立支援資金貸付事業」や「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金、就職準備金）」等の各種貸付事業を実施し、要保護児童やひとり親家庭等の自立促進を図る。

- ① 要保護児童自立支援資金貸付事業の実施（返還免除付き貸付）
- ② ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金、就職準備金）の実施（返還免除付き貸付）

（3）生活困窮者自立相談支援機関との連携強化

借入申込等の相談を起点に、生活困窮者自立相談支援事業との連携が求められる世帯を把握した際には、速やかに自立支援機関等へつなぐ。

（4）山形県暮らし安心資金の債権管理

（株）大沼の破産に伴い解雇された従業員等で山形県内に住所を有している方に対する貸付金の債権管理を行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の債権管理と継続的な支援

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の債権管理を市町村社協と一体となって行う。

相談窓口となる市町村社協と連携強化を図り、借受世帯への相談支援を継続的に実施する。世帯の状況に応じて償還免除や償還猶予の手続き等を促すほか、償還免除及び償還猶予対象世帯を自立相談支援機関へつなぐなどのフォローアップ支援を行う。

- ① 生活福祉資金貸付フォローアップ支援員設置事業の推進
- ② 生活福祉資金貸付業務「市町村連携システム」導入による情報共有及び連携強化

4. 高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉等の充実促進

【事業推進のねらい】

高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉等の各種別協議会・団体との連携を図り、誰もが地域の中でいきいきと明るく心豊かに暮らせるよう、一人一人の人権や権利が尊重される「ともに生きる」地域づくり・仕組みづくりを推進する。

(1) 「ともに生きる」地域づくりに向けた取組み

高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉等の各種別協議会・団体との連携を図り、誰もが地域の中でいきいきと明るく心豊かに暮らせる「ともに生きる」地域づくりを推進する。

- ① 高齢者・児童・障がい者等の福祉向上を目的とした種別協議会・団体との協働
- ② 社会福祉関係団体の一部事務受託（令和6年度 2団体予定）
 - ・山形県民生委員児童委員協議会
 - ・山形県社会就労センター協議会
- ③ 公益財団法人山形県総合社会福祉基金事務局への支援
- ④ 差別や虐待等の社会問題に対する意識啓発
- ⑤ 社会福祉関係団体を対象とした各種助成金の情報提供等

(2) 高齢者の自立と社会参加の促進

高齢者の健康・生きがいつくり、仲間づくりを推進するため、健康福祉祭事業を実施する。

① 第33回山形県健康福祉祭

開催期間：主たる開催日 9月22日（日）

主会場：山形県総合運動公園

参加者：概ね59歳以上 2,000人程度

競技種目：スポーツ交流部門（18種目）、文化交流部門（2種目）

美術展（会場：山形市内 期日：令和7年2月頃）

② 全国健康福祉祭とっとり大会への参加選手の派遣

派遣人数：選手・役員 約 170 人

開催期間：10 月 19 日（土）～22 日（火）

会 場：鳥取県内 20 市町村

競技種目：スポーツ交流大会（10 種目）、ふれあいスポーツ交流大会（13 種目）、文化交流大会（6 種目）、美術展

Ⅲ. 福祉サービスの充実と人材育成

1. 福祉サービス従事者の確保と定着促進

【事業推進のねらい】

「県福祉人材センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら福祉サービス従事者の確保・定着を促進するとともに、広く県民に「福祉の仕事」の理解促進やイメージアップを図り、福祉に携わる多様な人材の創出に取り組む。

(1) 県福祉人材センターの運営

県福祉人材センター及び県社会福祉研修センター事業の企画・運営を円滑かつ効果的に実施するため、福祉人材需要者・供給者、関係機関や職能団体との連携を図る。

- ① 運営委員会：(年 2 回) 県福祉人材センター事業全般の企画・運営に関する検討
- ② 小委員会：(年 2 回) 県社会福祉研修センター事業に関する検討
- ③ 会議・研修会への参加（随時）

(2) 福祉人材無料職業紹介事業の実施

福祉人材無料職業紹介事業（職業安定法第 33 条に基づく斡旋・紹介事業）を通じて、社会福祉事業・介護保険事業に取り組む事業所を対象に、人材確保のための求人・求職の開拓及び紹介斡旋を行う。また、窓口相談や情報提供等を通じて、福祉関係事業所への就労を希望する方の求職登録や資格取得相談等を行う。

- ① 無料職業紹介事業の充実・強化
- ② 情報提供及び広報
- ③ ハローワークとの連携による就職支援（求職者情報・求人情報の共有等）
- ④ 福祉の仕事職場体験事業

(3) 福祉サービス従事者の確保・定着に向けた取り組み

福祉関係事業所の人材確保の課題などを把握したマッチングの充実を図るとともに、返還免除付き貸付事業などを活用し福祉・介護分野の人材確保・定着を支援する。

① 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施

キャリア支援専門員を配置して、県内各地域の実情に応じた人材確保に関する活動を実施していく。

- ・ハローワーク巡回相談会（月 8 回×12 か月）
 - ・施設見学会の実施（年 6 回）
 - ・事業所向けセミナー
 - ・職場内研修講師派遣事業（20 事業所）
 - ・福祉事業所訪問等による求人開拓・情報収集・人材確保定着の推進（随時）
 - ・高校訪問等による福祉の仕事 PR **【新規】**
- ② 保育士再就職支援事業の実施（保育士・保育所支援センター事業）
 保育士再就職支援コーディネーターを配置して、保育施設の人材確保と定着支援及び潜在保育士の掘り起こしや復職のためのサポートを行う。
- ・ハローワーク巡回相談会（月 8 回×12 か月）
 - ・保育士の再就職支援研修等事業（内陸 2 回、庄内 2 回）
 - ・保育施設ミニ面談会（年 4 回）
 - ・保育施設見学会の実施（年 4 回） **【新規】**
 - ・保育の仕事職場体験事業
 - ・事業所向けセミナー
 - ・保育施設訪問による求人開拓・情報収集・人材確保定着の推進（随時）
 - ・高校訪問等による保育の仕事 PR **【新規】**
 - ・保育資格新規取得者へのセンターPR **【新規】**
- ③ 福祉の仕事就職フェア（合同面談会）、ガイダンスの実施
- ・「福祉のしごとフェア」（就職面談会）（山形市、米沢市、新庄市、庄内地域）
 - ・「福祉の仕事ガイダンス」等への協力（県内高等学校・短大など）
- ④ 保育士相談窓口設置事業
 保育士が気軽に相談できる窓口を設置して、保育士の定着・離職防止を図る。
- ⑤ 介護職員学習交流会
 離職率が高いとされる入職後概ね 3 年程度の介護職員を対象とした交流会を内陸・庄内で開催する。
- ⑥ 離職介護福祉士等の届出制度の普及及び再就職促進事業の実施
 制度の普及を図り、介護の有資格者の潜在化や他分野への流出を防ぐとともに、円滑な就業支援のための復職支援セミナーを開催する（内陸 2 回、庄内 2 回）。
- ⑦ 外国人介護人材の受入・確保にかかわる情報収集等
 介護分野の外国人材受入れにかかわる各種制度等の情報収集と県内の動向や実態把握に努める。
- ⑧ 介護職参入促進事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）の実施
- ・介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付（返還免除付き貸付）
 - ・介護福祉士実務者研修受講資金の貸付（返還免除付き貸付）
 - ・離職した介護人材への再就職準備金貸付事業の実施（返還免除付き貸付）
 - ・福祉系高校修学資金貸付事業（返還免除付き貸付）
 - ・介護分野就職支援金貸付事業（返還免除付き貸付）
 - ・障害福祉分野就職支援金貸付事業（返還免除付き貸付）
 - ・福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業（返還免除付き貸付）

- ⑨ 保育士修学資金貸付等事業の実施
 - ・保育士修学資金の貸付（返還免除付き貸付）
 - ・潜在保育士就職準備金の貸付（返還免除付き貸付）
- ⑩ 関係機関・団体等との協働

山形労働局人材確保対策推進協議会等、関係機関・団体等との協働を図る。

（４）福祉・介護現場のイメージアップと多様な人材の参入促進

① 福祉の仕事イメージアップ事業

「福祉のしごとフェア」の実施、「やまがた KAIGO PRiDE キャンペーン」の周知、SNS の発信等を通じて、福祉の仕事の魅力を県民に広く情報発信し、福祉・介護職のイメージアップと新たな人材の参入促進を図る。

② 県福祉人材センター事業の広報

福祉の仕事に関する情報発信を行っている特設サイトの利便性向上のためリニューアルするとともに、本会ホームページや SNS、地域情報誌等様々な広報媒体を活用し本センターとその事業を広報する。

（５）介護支援専門員実務研修受講試験事業の実施

期日：令和 6 年 10 月 13 日（日）（予定） 会場：山形市内

2. 専門性の高い福祉サービス従事者の育成

【事業推進のねらい】

「県社会福祉研修センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら研修内容の充実を図り、質の高いサービスを提供できる専門的な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成を図る。

（１）福祉サービス従事者等に対する研修の企画及び実施

福祉サービスに求められる「専門性」とチームの一員として求められる「組織性」、及び職員のマネジメント機能やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策など組織をあげた「職員を支える仕組みの構築」を進めるため各種研修を計画的に実施する。

① 新任・現任・専門研修（県委託事業）

研修区分	コース	回数	延日数	定員
1) 新任職員研修	3	3	6	240
2) 施設職員研修	4	6	8	560
3) 保育所職員研修	2	5	5	460
4) 地域福祉活動者研修	2	2	2	100
5) 専門研修	4	10	14	800
合 計	15	26	35	2,160

② 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（山形県社会福祉協議会自主研修事業）

研修区分	コース	回数	延日数	定員
1) 初任者キャリアパス研修課程	1	1	2	50
2) 中堅職員キャリアパス研修課程	1	1	2	50
3) チームリーダーキャリアパス研修課程	1	1	2	50
4) 管理職員キャリアパス研修課程	1	1	2	50
合計	4	4	8	200

③ 人材確保・育成・定着支援研修（山形県社会福祉協議会自主研修事業）

研修区分	コース	回数	延日数	定員
1) コミュニケーション力向上研修	1	2	2	160
2) アンガーマネジメント研修	1	2	2	160
3) メンタルヘルス研修	1	2	2	180
4) リーダー育成研修	1	1	1	100
5) チームマネジメント研修	1	1	1	100
6) リスクマネジメント研修	1	1	1	80
7) 職場内ハラスメント防止研修	1	1	1	80
8) 広報力強化研修	1	1	1	80
合計	8	11	11	940

(2) 社会福祉研修の評価

県社会福祉研修センターが実施する社会福祉研修について、研修受講生のアウトカム(研修受講後の成果)を把握し、これまでの社会福祉研修の振り返りと評価を行い、今後の社会福祉研修体系等の充実を図る。

3. 利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援

【事業推進のねらい】

- ① 良質で信頼できる福祉サービスの提供のため、福祉サービス提供事業者における苦情解決制度の充実を図るとともに、「福祉サービス第三者評価事業」の受審の啓発を行う。
- ② 県経営協等と連携し、社会福祉法人や福祉サービス提供事業者のガバナンスの強化を支援する。

(1) 福祉サービス運営適正化事業の推進

福祉サービス利用者の権利擁護を目的に、運営適正化委員会及び各合議体会議を開催し、福祉サービスに関する苦情の解決と福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を図る。

- ① 福祉サービス運営適正化委員会（本会議：年2回）
 - ・福祉サービス運営適正化委員会選考委員会（必要に応じて開催）
- ② 運営監視合議体活動
 - ・運営監視合議体会議（年4回）
 - ・福祉サービス利用援助事業を行う基幹的社協への訪問調査（7か所程度）
- ③ 苦情解決合議体活動
 - ・苦情解決合議体会議（年4回）
 - ・苦情申出事案にかかわる事情調査（随時）
- ④ 福祉サービスについての苦情・相談受付（随時）
- ⑤ 苦情受付体制充実の推進
 - ・研修会の開催（苦情対応初任者向け、苦情解決実践リーダー向け、施設長・第三者委員向け）
 - ・福祉サービス事業所の苦情解決体制整備状況に関する巡回指導（20か所程度）
 - ・福祉サービス事業所の内部研修等への講師派遣
 - ・福祉サービス事業所及び関係機関団体等に、関連資料（運営委員会パンフレット、苦情解決ハンドブック等）を配布し、苦情解決制度の周知を図る。

（2）福祉サービスにおける第三者評価事業等の啓発

福祉サービス利用者が事業者を選択するにあたり、良質なサービス提供事業者を選択できるよう、本事業の啓発を行う。

（3）社会福祉法人に対する利子補助支援

社会福祉施設を経営する社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構から施設の拡張・整備等に要する資金として借り入れた資金の借入金利子について、利子払込計画に基づき、社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業を実施する。

（令和6年度事業実施対象の社会福祉法人6か所）

IV. 地域福祉推進のための基盤づくり

1. 社会福祉制度の充実に向けた政策提言

【事業推進のねらい】

社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動を推進するとともに、活動を通じて見えてきた課題について関係団体や県と共有しながら、必要に応じて社会福祉制度の充実に向けた政策提言を行う。

（1）社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動の推進

各福祉関係団体や市町村社協から次年度に向けた県に対する要望事項を取りまとめ、社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動を実施する。

(2) 社会福祉制度の充実に向けた課題の共有

県内の福祉関係団体と県担当課長との懇談会を開催し、福祉関係団体からの意見・要望等を県に伝えながら、現状や課題を共有する。

2. 地域福祉に関する調査・研究

【事業推進のねらい】

各種業務の実施状況や成果・課題、各種統計データ、関係機関や団体から寄せられる情報等を整理分析し、県民の生活実態や地域福祉にかかわる提言等の発信につなげる。

(1) 地域福祉に関する調査研究・課題検証及び本会が保有するデータの分析と情報の発信

各種業務の実施状況や成果・課題、各種統計データ、関係機関・団体から寄せられる情報等を整理・分析し、そこから見えてくる県民の生活実態や地域福祉にかかわる提言等を市町村社協をはじめ関係機関・団体等に対して情報を提供する。

(2) 山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画 2025 の策定【新規】

県民の生活実態や地域福祉の課題を整理・分析し、地域住民をはじめ、市町村社協や民生委員・児童委員、行政機関、福祉関係団体、ボランティア・NPO、企業等と連携しながら、本会が取組む地域福祉活動の具体的な推進を図るための地域福祉活動計画 2025（令和7年度～令和11年度までの5か年計画）を策定する。

計画の策定にあたっては、2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を、本計画に掲げる各種取組みに組み入れ作成する。

3. 本会の組織体制の充実・強化

【事業推進のねらい】

本会の運営にあたり、公益性の高い組織にふさわしい法人運営体制を確立するとともに、外部研修や職場内研修による職員の資質向上に常に努め、また賛助会員の拡大をはじめとする財政基盤の強化、本会機関紙「たすけあい」やホームページ等情報発信ツールを活用した広報活動の充実を図る。

(1) 組織（事務局）体制の充実強化

① 職員の資質向上への取組み

「働きやすさ」と「組織強靱化」の推進及び両目的の良好なバランスを構築するため、その具体的手法を検討する「いきいき職場づくり推進チーム」を設置し、職員の人材育成に向けて、職場内のコミュニケーション強化、OJTの活性化、職場内研修や外部研修の充実に努めるほか、職員のソーシャルワークを実践するための

専門知識・技術の向上を目指し、社会福祉士未取得者の資格取得を支援する。

また、職員の職務遂行過程において発揮した能力や姿勢並びに業績等を把握し、的確に人事評価を実施し、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションの活性化・円滑化を図る。

② 法人運営会議の開催、市町村社協会長、事務局長会議等の開催

本会の法人運営、事業執行のため、理事会等法人運営会議を効果的に開催し、必要な情報提供を通じて、本会理事、評議員機能の強化を図る。

また、市町村社協会長会議、事務局長会議を開催し、市町村社協が抱える地域課題や運営上の課題を共有しながら、体制強化へ向けた支援を行う。

- ・理事会（6月・3月、必要に応じて随時）
- ・評議員会（6月・3月、必要に応じて随時）
- ・監事会（5月）
- ・評議員選任・解任委員会（必要に応じて随時）
- ・市町村社協会長会議（11月）
- ・市町村社協事務局長会議（4月）

③ ICT化・デジタル化による業務推進の検討と実施

業務効率化と利便性の向上を図り、また、データ管理の適正化を推進するため、令和5年度に導入した勤怠管理システム、WEB給与明細・年末調整申告システム、電子帳簿保存法に対応した証憑電子保存システムを有効かつ適正に活用する他、ビジネスチャットツールの活用、生成AIの業務への利活用について検討する。

④ リスクマネジメント体制の確立

専門職との連携、苦情解決体制及び個人情報保護体制の充実、更にはインボイスに基づく適正な会計処理に努めるとともに、災害時対応マニュアルの見直し、業務継続計画（BCP）の進行管理を行い、リスクマネジメント体制の強化を図る。

- ・弁護士、税理士、社会保険労務士等との顧問契約
- ・労働安全衛生法に準じた嘱託医の設置
- ・苦情解決体制及び個人情報保護体制の充実
- ・ハラスメント防止に向けた相談窓口の設置
- ・ストレスチェックの実施
- ・災害時対応初動マニュアル、業務継続計画（BCP）の随時見直しと進行管理

⑤ 山形県総合社会福祉センターの管理

本会が入居している山形県総合社会福祉センターの適正管理を行うとともに、センター入居団体や利用者が引き続き安全な環境の中で利用できるよう、避難訓練の実施や老朽化に伴う緊急度に応じた設備改修を行う。

（2）財政基盤の強化

① 賛助会費・広告料収入等自主財源の拡大

本会の活動を理解し賛同して下さる個人・企業の新規開拓を一層進めていくとともに、各種研修会参加費・受講料、福祉関係図書等の斡旋手数料、福祉保険サービスの広告掲載料、自動車共済保険代理所事業・自動車リース代理店事業の手数

料等の自主財源の確保・強化について、自主財源確保促進計画に基づき推進する。

② 共同募金等民間財源の積極的な活用

各種業務の実施にあたり、共同募金配分金や民間助成金等の民間財源を積極的に活用していく。

(3) 広報・啓発活動の強化

① 山形県民福祉大会

山形県民福祉大会を開催し、社会福祉従事者の顕彰等を通じて、人権啓発や福祉の心の醸成、県民福祉の向上を図る。

・第74回山形県民福祉大会

期 日：10～11月（予定）

会 場：置賜地区（予定）

内 容：山形県民福祉大会会長表彰及び山形県社会福祉協議会会長感謝状の贈呈、人権啓発講演会

② 広報活動の充実（「たすけあい」の発行、ホームページの運営、SNSを積極的に活用した情報発信）

福祉を取り巻く動向について、常に的確な情報把握に努め、必要な方に必要な情報が伝わるよう、本会機関紙「たすけあい（年11回発行）」やホームページの他、SNS等の情報発信ツールを有効かつ積極的に活用し、広報活動（情報提供）の充実を図る。

③ 山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2020の推進

「山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2020」について、社会福祉の動向や社会情勢を見極めながら、本計画を推進していくとともに、令和4年度に実施した当該計画の中間見直しの内容に沿って、計画を効果的に推進する。

(4) 山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2025の策定【新規】（再掲）

山形県社会福祉協議会における地域福祉活動計画2020（現計画）の計画期間が本年度末で終了することから、次期計画2025（令和7年度～令和11年度までの5か年計画）の策定を行う。

策定にあたっては、関係機関・団体等で構成する策定委員会及び内部職員による作業部会（プロジェクトチーム）を組織し策定作業を進める。